



高額療養費の申請には 領収書が必要です

対象世帯にはお知らせします

高額療養費の支給対象となった世帯には、医療機関などを受診後、最短で3か月後に申請のお知らせを送付します。

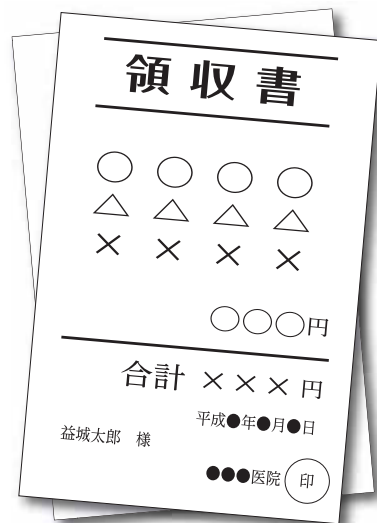
医療費の支払い状況を確認します

申請手続きを行う際には、必ず医療機関などの領収書が必要となります。領収書がなければ、医療費の支払い状況が確認できないため、高額療養費の支給を受けることができません。

領収書を紛失された場合は、医療機関などから支払証明書(通常は有料)を発行してもらう必要があります。

確定申告などで領収書が必要な時は…

領収書を確定申告などの医療費控除で税務署などに提出する場合は、先に高額療養費の手続きを行うか、提出した領収書の返戻を希望することを伝え、領収書を返してもらってください。



問い合わせ先 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123



このような変更があったら 必ず届け出をしてください

国民年金は、節目ごとに届け出をきちんと行わないと、将来の年金額が減少したり、もしものときの年金が受給できなくなります。次のような場合には必ず届け出をお願いします。

届け出が必要なとき	手続きの場所	必要なもの
・会社を辞めた ・配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れた(離婚・収入の増加など)	・役場健康づくり推進課国保年金係(役場1階2番窓口)	・年金手帳 ・印鑑 ・離職日か資格喪失日がわかる証明書
・就職した ・配偶者(第2号被保険者)の扶養になった(結婚・収入の減少など)	・勤務先	・年金手帳 ・印鑑
・転入、転居などで住所が変わった ・氏名が変わった	・第1号被保険者は役場健康づくり推進課国保年金係 ・第2・3号被保険者は勤務先	・年金手帳 ・印鑑

第1号被保険者…自営業者・学生・無職の人など

第2号被保険者…会社員・公務員など

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

※第2号・第3号被保険者の手続きについては勤務先にお問い合わせください。

申込・問い合わせ先

役場健康づくり推進課 国保年金係

☎ 286-3111 内線 121 ~ 123

熊本東年金事務所

☎ 367-8144